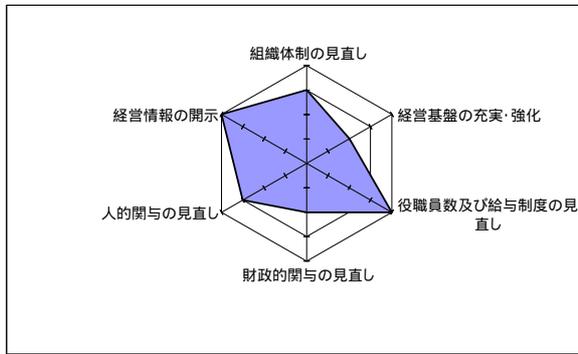


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	達成半ばである。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している。
財政的関与の見直し	達成半ばである。
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	十分達成している。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評価：ある程度達成している。】
21年度2次評価に対する対応	常勤役員の設置については、現在の経営状態から直ちに設置することは困難であるが、今後の事業展開等を踏まつつ経営状況を見ながら、対外的な交渉能力や経営感覚に優れた人材の確保も検討する。
改革期間(平成18~21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	財団事業は、これまで実質的に県が主導して運営してきたことから、財団の事務局も県庁の循環型社会推進課内にあり、県職員が兼務して執行してきた。したがって、県財政が厳しいからといって県の関与を薄めるといった状況下にはない。なお、プロパー職員の資質向上については、今後も前向きに取り組む。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	役職員等については、スリムで機動的な体制とするため、19年3月に、理事数を削減し、その構成も現状に即した体制に見直しているが、経営状況を見ながら対外的な交渉能力や経営感覚に優れた人材の確保も図る必要がある。
(2) 経営基盤の充実・強化	【評価：達成半ばである。】
21年度2次評価に対する対応	財団の厳しい経営状況を打開するため、東予事業所の高度処理施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物である微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に取り組んでおり、平成22年6月に、全国で初めて環境大臣の認可を受けた。
改革期間(平成18~21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	<ul style="list-style-type: none"> 燃費効率の改善は、ほぼ限界であるため、ウェイトの高い施設修繕費等についても、修繕方法の改善や競争原理の導入により徹底したコスト削減に取り組んでいる。 計画処理量を確保するため、中・南予の各市町に対し廃棄物の搬入依頼を行うとともに、東予地区の民間事業所の個別訪問を行っている。 微量PCB汚染廃電気機器等の本格処理に向けた検証試験や施設改善等を行った。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	経営改善につながる微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理事業については、これまでの取り組み等から、全国に先駆けて、平成22年6月に、環境大臣の認可を受けたことから、本格処理の開始に伴い、収益性の改善が見込まれる。
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評価：十分達成している。】
21年度2次評価に対する対応	・2次評価なし
改革期間(平成18~21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	<ul style="list-style-type: none"> 18年度末の理事改選時に、財団機能が高められるよう実態に即した人選を行い、19年度からは新体制としたところである。 給与制度は、県職員に準じた制度としており、県職員に準じた給与カットも実施している。 東予事業所の職員については、人件費抑制のため、20年度から1名減の4名(県派遣職員1、プロパー2、臨時職員1)体制としている。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	役職員等については、東予事業所の運営に専念するスリムで機動的な体制とするため、19年3月の理事会において、寄附行為を変更し、理事数を19年度から9名(9名削減)とし、その構成も現状に即した体制と見直している。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評価：達成半ばである。】
21年度2次評価に対する対応	微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理については、財団が平成22年6月に全国で初めて、環境大臣の認可を受けたところであり、経営改善につながる収益確保に努めていきたい。
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	・現在の補助金制度と貸付金制度は、財団への支援を目的に17年度の当初予算作成時に体系化したものであるが、現時点では県の財政的関与を見直す時期にはないが、今後は周辺環境の状況変化を睨みながら適宜計画の見直しを行う。 ・今後も、県の財政的関与を継続しつつ、県、市町、財団が連携して、更なる経営改善に努め、可能な限り県の財政的支援の軽減に努める。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	経営改善につながる微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理事業については、これまでの取り組み等から、全国に先駆けて、平成22年6月に、環境大臣の認可を受けており、本格処理の開始に伴い、収益性の改善が見込まれる。

(2) 人的関与の見直し	【評価：ある程度達成している。】
21年度2次評価に対する対応	今後、経営改善の状況を踏まえて、できるだけ早い時期に、経営感覚に優れた民間等出身者の人材を採用し、理事等に加えることを検討する。
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	・財団事業はこれまで実質的に県が主導して推進してきたことから、現在の厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、事業の共同経営者である市町や地元住民に不安感や不信感を与えることとなるため好ましいことではない。 ・東予事業所の所長については、県OBを廃止し、県の派遣職員に責任のある立場の者(管理職相当:化学の技術職員)を派遣することとして、専門性を有しつつ、地元との信頼関係を損なわないように努めている。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	財団事業は、これまで実質的に県が主導して推進しており、現在の厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、事業の共同経営者である市町や地元住民に不安感や不信感を与えることとなるため好ましいことではないことから、東予事業所の所長は、県の専門性を有する職員等を派遣するが、将来的には経営感覚に優れた民間等出身者の人材を採用する事を検討する

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評価：十分達成している。】
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	県が平成14年3月に策定した「行政システム改革大綱」に基づき、事業報告書や収支決算報告書等により財団の概要や経営状況等を県のホームページで公表している。20年12月に、財団独自のホームページを開設し、自主的かつ積極的な情報発信に努めている。 なお、財団業務の透明性を一層向上させるため、県の情報公開制度に準じた制度を18年4月から開始しており、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を進めるに当たっては、21年10月に地元市市民を対象にセミナーを開催するなど、財団事業が県民に理解され、信頼を深められるよう努めている。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	財団では、財団独自のホームページを開設し、自主的かつ積極的な情報発信に努めており、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理を「進めるに当たっては、地元市民を対象としたセミナーを開催するなど、積極的に情報開示に取り組んでいる。

4 総合的評価

<p>・当財団の焼却・溶融施設は平成12年1月から稼働しているが、厳しい経営状況が続いており、17年度からは県の建設費償還金補助を受けるに際しては16年度に事業計画全体を見直し、当該事業計画に基づいて経営改善に努めているところである。</p> <p>・法人としては、厳しい事業環境において、県、市町、財団が一体となって経営改善に取り組んでいるところであり、プラント全体の安全性に配慮しつつ、今後もあらゆる角度から事業全般を見つめ直して、コスト削減や計画処理量の確保など経営体質の強化を図り、経営の安定化に努めたい。</p> <p>・経営面では、これまでの東予5市町からの廃棄物処理主体の経営では、財団の運営継続は困難であることから、財団の焼却・溶融施設が全国でも数少ない高度処理施設である特色を生かし、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に取り組みを進めてきたが、平成22年6月に全国で初めて、環境大臣の認定を受けたところである。今後は、我が国の微量PCB汚染廃電気機器等の処理の一翼を担うといった社会的使命を果たすとともに、この事業により経営改善が見込まれるところである。</p> <p>【今後の課題等】 今後は、微量PCB汚染廃電気機器等の処理状況を踏まえ、積極的な営業活動を行って、着実に財団の経営改善につなげていく必要がある。</p>
--